

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 生活が困窮されている皆様へ

生活福祉資金特例貸付の申請受付期間が  
**令和2年12月末**まで、延長されています。

相談受付窓口 社会福祉法人 中津市社会福祉協議会 地域福祉課  
〒871-0021 中津市沖代町1-1-11 中津市教育福祉センター内

電 話 0979-(23)-2095 (地域福祉課直通)  
または 0979-(24)-4294 (社協代表番号)

受付時間 平 日 8:30~17:30  
土曜・祝日(電話相談のみ受付) 9:00~17:00  
※平日の申請が困難な方は事前にご相談ください

## 生活福祉資金特例貸付について

### 緊急小口資金

対象者:新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、生計維持のため緊急的な貸付を必要とする世帯  
貸付上限額:20万円

### 総合支援資金

対象者:新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付期間:原則3ヶ月以内

※但し、10月までに総合支援資金を申請した方で、生活維持が引き続き困難な方については、3ヶ月に限り、延長申請ができます。

貸付上限額:(単身世帯)月15万円以内 / (複数世帯)月20万円以内  
総合支援資金は、貸付要件として、自立相談支援員による生活状況の聴き取りと継続的支援(就労支援・家計相談支援等)を受けることが要件となりますので、詳細は相談受付窓口にてお問い合わせください。